

**作業環境測定士試験**  
**(労働衛生関係法令)**

受験番号

法令 1 / 5

問 1 衛生管理体制に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、常時使用する労働者の数が50人以上の事業場においては、その業種に関係なく、衛生管理者を選任しなければならない。
- 2 事業者は、常時3000人を超える労働者を使用する事業場においては、2人以上の専任の衛生管理者を選任しなければならない。
- 3 事業者は、その事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士を衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 事業者は、1人以上の衛生管理者を衛生委員会の委員として指名しなければならない。
- 5 事業者は、常時使用する労働者の数が10人以上50人未満の事業場においては、業種に応じて安全衛生推進者又は衛生推進者を選任しなければならない。

問 2 健康診断に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、<sup>ぶつ</sup>弗化水素を発生する場所における業務に常時従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断を行わなければならない。
- 2 事業者は、法令に基づく健康診断の結果に基づき、異常の所見が認められた労働者の健康保持のために必要な措置について、医師又は歯科医師の意見を聴かななければならない。
- 3 事業者は、法令に基づく健康診断の結果を、異常の所見の有無に関係なく記録しておかななければならない。
- 4 事業者は、法令に基づく定期健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、その健康診断の結果を通知しなければならない。
- 5 事業者は、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、法令に基づく定期健康診断を行わなければならない。

問 3 安全衛生教育に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、酸素欠乏危険場所における作業に係る業務に労働者を就かせるときは、その者に特別の安全衛生教育を行わなければならない。
- 2 事業者は、化学工業の業種に属する事業場においては、新たに職務に就くこととなった職長に対し、法令で定める安全衛生教育を行わなければならない。
- 3 事業者は、労働者の作業内容を変更したときも、その労働者に法令で定める事項についての安全衛生教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、職長等の教育を行ったときは、その結果を遅滞なく、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 5 事業者は、特別の安全衛生教育を行ったときは、受講者、科目等の記録を作成し、一定期間保存しておかななければならない。

問 4 作業環境測定を行うべき作業場に係る測定対象<sup>Ⓐ</sup>、測定頻度<sup>Ⓑ</sup>及び測定に関する記録の保存期間<sup>Ⓒ</sup>の組合せとして、法令上、誤っているものは次のうちどれか。

	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
1	空気中の鉱物性粉じんの濃度	6月以内 ごとに1回	3年
2	空気中の鉛の濃度	1年以内 ごとに1回	3年
3	空気中の有機溶剤の濃度	6月以内 ごとに1回	3年
4	空気中の石綿の濃度	6月以内 ごとに1回	40年
5	等価騒音レベル	6月以内 ごとに1回	3年

問 5 規格、検定に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定めるガンマ線照射装置をその事業場に設置するときは、厚生労働大臣が定める規格を具備するものとしなければならない。
- 2 事業者は、法令で定める防じんマスクについては、型式検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、使用してはならない。
- 3 事業者は、厚生労働大臣が定める規格を具備している再圧室でなければ、その事業場に設置してはならない。
- 4 法令で定める防毒マスクを製造した者は、その型式についての検定を受けなければならない。
- 5 事業者は、特定エックス線装置については、型式検定に合格した旨の表示が付いているものでなければ、使用してはならない。

問 6 有害物の規制に関する次の㉠から㉥までの記述のうち、法令上、誤っているものみの組合せは下のうちどれか。

ただし、一般消費者の生活の用に供するためのものを除く。

- ㉠ 新規化学物質を輸入しようとする事業者は、原則として、あらかじめ、法令で定める有害性の調査を行い、その結果を都道府県労働局長に届け出なければならない。
- ㉡ 名称等を表示すべき有害物を容器に入れて提供する者は、その容器に法令で定める事項を表示しなければならない。
- ㉢ 製造等が禁止される有害物を試験研究のために使用しようとする者は、あらかじめ、所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。
- ㉣ 通知対象物の販売業者は、原則として、これを購入する者に対し、その通知対象物に関する、法令で定める事項を文書等で通知しなければならない。

- 1 ㉠ ㉡
- 2 ㉠ ㉢
- 3 ㉠ ㉣
- 4 ㉡ ㉢
- 5 ㉡ ㉣

問 7 計画の届出に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

ただし、いずれの場合も所轄労働基準監督署長による計画届の免除の認定を受けていないものとする。

- 1 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、その工場の主要構造部分を変更するときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 2 法令で定める業種及び規模に該当する事業場の事業者は、その事業場に機械等を設置するときは、原則として、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 3 事業者は、その事業場の酸素欠乏危険場所に換気装置を設置するときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 4 事業者は、第1種有機溶剤等に係る業務を行う作業場所に法令で定める局所排気装置を設置するときは、その計画を所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 5 事業者は、建設業に属する事業の仕事であって、法令で定めるものを開始するときは、その計画を厚生労働大臣又は所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。

問 8 作業環境測定士に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 第2種作業環境測定士は、指定作業場の作業環境測定において、簡易測定機器を用いる分析を行うことはできない。
- 2 特定粉じん作業を行う屋内作業場の作業環境測定における分析（解析を含む。）を行うことができる第1種作業環境測定士は、石綿を取り扱う屋内作業場の作業環境測定における分析（解析を含む。）も行うことができる。
- 3 事業者は、指定作業場の作業環境測定を自社で行うときは、自社の作業環境測定士にこれを実施させなければならない。
- 4 作業環境測定士は、指定作業場の作業環境測定を実施するときは、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従ってこれを実施しなければならない。
- 5 作業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるには、作業環境測定士名簿に登録を受けなければならない。

問 9 作業環境測定機関に関する次の記述のうち、法令上、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関は、業務規程を定め、遅滞なくその都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 2 作業環境測定機関は、作業環境測定を行ったときは、その作業環境測定に関し法令で定める事項を記載した書類を作成し、3年間保存しなければならない。
- 3 都道府県労働局長の登録を受けた作業環境測定機関は、作業環境測定の業務の一部を休止した場合には、その旨を登録を受けた都道府県労働局長に届け出なくてもよい。
- 4 作業環境測定機関でない者は、作業環境測定機関又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- 5 作業環境測定機関の作業環境測定士は、退職した後であっても、作業環境測定の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

問 10 鉱物性粉じんについての作業環境測定基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 発散源に近接して行う作業のある単位作業場所については、粉じんの濃度が最も高くなると思われる時間中に、その作業位置について測定を行わなければならない。
- 2 単位作業場所が著しく狭く、かつ、粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかなきは、相対濃度指示方法のみによる測定が認められている。
- 3 測定点は、原則として、単位作業場所の床面上に 6 m 以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上 50 cm 以上 150 cm 以下の位置としなければならない。
- 4 測定点の数は、単位作業場所について 5 以上としなければならない。ただし、当該単位作業場所が著しく狭く、かつ、粉じんの濃度がほぼ均一であることが明らかなきは、5 未満としてよい。
- 5 粉じん中の遊離けい酸の含有率の測定は、エックス線回折分析方法又は重量分析方法によらなければならない。

問 11 作業環境評価基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 2種類以上の特定化学物質の混合物を取り扱う単位作業場所にあつては、測定点ごとに個別の特定化学物質の測定値を所定の式により計算して得た換算値を、その測定点における測定値とする。
- 2 A測定とB測定を行った場合、A測定の第1評価値及びB測定の測定値が管理濃度に満たない単位作業場所の管理区分は第1管理区分である。
- 3 連続する2作業日について測定を行うことができない合理的な理由がある場合で、必要最小限の間隔を空けた2作業日に測定を行ったときは、連続する2作業日に測定を行った場合と同じ計算式で評価値を求めることができる。
- 4 測定対象物の濃度がこの測定で採用した試料採取方法及び分析方法によって求められる定量下限値に満たない測定点の測定値は、その定量下限値とする。
- 5 A測定のみを行った場合、第1評価値が管理濃度以上であり、かつ、第2評価値が管理濃度以下である単位作業場所の管理区分は第2管理区分である。

問 12 天井の高さが 5 m、床面積が 300 m<sup>2</sup> の屋内作業場に労働者を常時就業させる場合において、労働安全衛生規則により必要とされる気積を下回ることなく、就業させることができる労働者の最大人数として、正しいものは次のうちどれか。

ただし、設備が占める容積は無視するものとする。

- 1 150人
- 2 120人
- 3 90人
- 4 75人
- 5 60人

問 1 3 労働安全衛生規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、法令で定める寒冷又は多湿の屋内作業場について、2月以内ごとに1回、定期的に、気温及び湿度を測定しなければならない。
- 2 事業者は、炭酸ガスが停滞するおそれのある坑内の作業場について、1月以内ごとに1回、定期的に、炭酸ガス濃度を測定しなければならない。
- 3 事業者は、通気設備が設けられている坑内の作業場について、半月以内ごとに1回、定期的に、通気量を測定しなければならない。
- 4 事業者は、労働者を常時就業させる屋内作業場において、有効な換気設備を設けていない場合には、窓その他の開口部の直接外気に向かって開放することができる部分の面積が、常時床面積の1/20以上になるようにしなければならない。
- 5 事業者は、有害物については、一定の場所に集積し、その集積場所であることを見やすい箇所に表示しなければならない。

問 1 4 特定化学物質作業主任者に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、特定化学物質を試験研究のため取り扱う作業については、作業主任者を選任しなくてもよい。
- 2 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。
- 3 事業者は、同一の場所で行う作業について、作業主任者を二人以上選任したときは、それぞれの作業主任者の職務の分担を定めなければならない。
- 4 事業者は、作業主任者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 5 事業者は、特定化学物質のうち第3類物質を取り扱う作業であっても、原則として、作業主任者を選任しなければならない。

問 1 5 有機溶剤等健康診断において、尿中のメチル馬尿酸の量の検査を行わなければならない有機溶剤は、次のうちどれか。

- 1 キシレン
- 2 トルエン
- 3 ノルマルヘキサン
- 4 クロロホルム
- 5 スチレン

問 1 6 鉛中毒予防規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 はんだ付けの業務が行われている自然換気が不十分な屋内作業場に設ける全体換気装置は、従事労働者1人について100 m<sup>3</sup>/h以上の換気能力を有するものでなければならない。
- 2 事業者は、鉛業務に労働者を従事させるときは、鉛業務を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。
- 3 事業者は、鉛業務を行う屋内の作業場所においては、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止しなければならない。
- 4 鉛業務を行う屋内作業場の床等については、毎週1回以上、当該床等を真空そうじ機を用いて、又は水洗によってそうじしなければならない。
- 5 鉛合金とは、鉛と鉛以外の金属との合金で、鉛を当該合金の重量の10%以上含有するものをいう。

問 17 電離放射線障害防止規則に基づく管理区域に関する次の記述の①、②の  に入る数値の組合せとして、正しいものは下のうちどれか。

「管理区域とは、『外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が  ① 月間につき  ② ミリシーベルトを超えるおそれのある区域』又は『放射性物質の表面密度が法令に定める限度の10分の1を超えるおそれのある区域』をいう。」

	①	②
1	1	1.3
2	3	1.3
3	6	1.3
4	1	5
5	3	5

問 18 粉じん障害防止規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、アーク溶接作業を行う屋内作業場については、原則として、全体換気装置による換気の実施又はこれと同等以上の措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、ガラス製造工程における屋内の原料混合作業を行う箇所には局所排気装置等を設置しなければならない。
- 3 事業者は、常時特定粉じん作業に係る業務に労働者を就かせるときは、原則として、当該労働者に対し、法令で定められた特別の教育を行わなければならない。
- 4 事業者は、特定粉じん発生源に設けたプッシュプル型換気装置については、原則として、1年以内ごとに1回、定期的に、自主検査を行わなければならない。
- 5 事業者は、粉じん作業を行う屋内作業場については、たい積した粉じんを除去するため、6月以内ごとに1回、定期的に、清掃を行わなければならない。

問 19 事務所衛生基準規則に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 事業者は、空気調和設備を設けている場合は、室温が 17 以上 28 以下及び相対湿度が 40% 以上 70% 以下になるよう努めなければならない。
- 2 空気調和設備から室に供給される空気については、一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率についての上限值が定められている。
- 3 事業者は、中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室についての作業環境測定においては、2月以内ごとに1回、定期的に、浮遊粉じん量の測定を行わなければならない。
- 4 事業者は、室の照明設備について、6月以内ごとに1回、定期的に、点検しなければならない。
- 5 事業者は、男性用と女性用とに区別した便所を設けなければならない。

問 20 じん肺法に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 じん肺法の目的は、じん肺に関し、適正な予防及び健康管理その他必要な措置を講ずることにより、労働者の健康の保持その他福祉の増進に寄与することである。
- 2 じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた炎症を主体とする疾病をいう。
- 3 合併症とは、じん肺と合併した肺結核その他のじん肺の進展経過に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病をいう。
- 4 粉じん作業とは、当該作業に従事する労働者がじん肺にかかるおそれがあると認められる作業をいう。
- 5 事業者は、じん肺法及びこれに基づく命令の要旨を粉じん作業を行う作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知させなければならない。